

第3章 道徳

第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第2 内容

道徳の時間を要^{かなめ}として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

〔第1学年及び第2学年〕

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。
- (2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。
- (3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。
- (4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

- (1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。
- (2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。
- (3) 友達と仲よくし、助け合う。
- (4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。

- (1) 生きることを喜び、生命を大切にする心をもつ。
- (2) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接する。
- (3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

- (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。
- (2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。
- (3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。
- (4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。
- (5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。

〔第3学年及び第4学年〕

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。
- (2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。

- (3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。
- (4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気よく生活する。
- (5) 自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

- (1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。
- (2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。
- (3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。
- (4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。

- (1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。
- (2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。
- (3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

- (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
- (2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。
- (3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。
- (4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。
- (5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。
- (6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

【第5学年及び第6学年】

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。
- (2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。
- (3) 自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。
- (4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。
- (5) 真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。
- (6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

- (1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。
- (2) だれに対しても思いやりの心もち、相手の立場に立って親切にする。
- (3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。
- (4) 謙虚な心もち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。
- (5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。

- (1) 生命がかけがえのないものであることを知り、自他の生命を尊重する。
- (2) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にする。

(3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。

(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める。

(3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。

(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする。

(5) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする。

(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。

(7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心をもつ。

(8) 外国の人々や文化を大切にすることをもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 各学校においては、校長の方針の下に、道德教育の推進を主に担当する教師（以下「道德教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道德教育を展開するため、次に示すところにより、道德教育の全体計画と道德の時間の年間指導計画を作成するものとする。

(1) 道德教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道德教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道德の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。

(2) 道德の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道德教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各学年段階ごとの内容項目について、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることができること。

(3) 各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつこ

となどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、高学年においては、悩みや葛藤^{かっとう}等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫すること。

2 第2に示す道徳の内容は、児童が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
- (2) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
- (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
- (4) 自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。
- (5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

5 児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。